

○物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱
(平成 18 年 5 月 12 日告示第 521 号)

改正 平成 20 年 3 月 19 日告示第 209 号 平成 23 年 3 月 31 日告示第 349 号の 12
平成 23 年 6 月 28 日告示第 671 号 平成 24 年 11 月 30 日告示第 1246 号
平成 26 年 11 月 28 日告示第 1130 号 平成 27 年 3 月 31 日告示第 358 号
平成 28 年 9 月 9 日告示第 804 号 令和元年 8 月 30 日告示第 279 号
令和 3 年 7 月 26 日告示第 672 号 令和 5 年 7 月 11 日告示第 570 号
令和 6 年 3 月 15 日告示第 302 号

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱を次のように定める。

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱
(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。)第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定に基づき、熊本県が発注する物品の製造、修理又は購入に関する契約及び業務委託契約(建設工事関係に係る契約を除く。以下同じ。)に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)及び入札参加資格の審査(以下「資格審査」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。なお、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7 年政令第 372 号)の適用を受ける契約の締結が見込まれるときは、別に定めるところによる。

(入札参加資格者)

第 2 条 入札に参加することができる者は、資格審査を受け、第 5 条第 2 項の規定により入札参加資格を有すると決定された者(以下「入札参加資格者」という。)であつて、第 10 条第 1 項に規定する者又は同条第 2 項の規定により入札参加資格を取り消され、又は入札に参加させないこととされた者に該当しない者とする。ただし、災害発生に伴う緊急調達その他調達上必要と認めるときは、入札参加資格によらないことがある。

(資格審査の申請)

第 3 条 資格審査を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、入札参加資格審査申請書(別記第 1 号様式。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。ただし、引き続き入札参加資格を取得するための申請書を提出する者にあつては、第 3 号、第 5 号から第 7 号まで及び第 9 号に掲げる書類の提出を省略することができる。

(1) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては令第 167 条の 4 第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当する者でないことを証する書類

- (2) 法人にあつては申請書を提出する日の属する年度の直前の事業年度の財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)、個人にあつては次のア及びイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア及びイに定める書類の写し
 - ア 申請書を提出する日が所得税法(昭和40年法律第33号)第120条第1項に規定する第3期(以下「第3期」という。)の末日後である場合 申請書を提出する日の属する年の前年分の所得税の確定申告書
 - イ 申請書を提出する日が第3期の末日以前である場合 申請書を提出する日の属する年の前々年分の所得税の確定申告書
 - (3) 法人にあつては商業登記法(昭和38年法律第125号)第12条第1項に規定する印鑑の証明書、個人にあつては市町村長(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市にあつては、市長又は区長とする。)が作成する印鑑に関する証明書
 - (4) 次のア及びイに掲げる証明書
 - ア 消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 - イ 熊本県の県税について未納がないことの証明書(熊本県内に本店、支店等がない場合は、本店の所在地の都道府県税に未納がないことの証明書)
 - (5) 使用印鑑届(別記第2号様式)
 - (6) 支店、営業所等の長に県との取引の権限を委任するものについては、その委任状(別記第3号様式)
 - (7) 契約実績一覧表(別記第4号様式)
 - (8) 別表の各営業種目ごとに定める許可、認可及び資格免許一覧表(別記第5号様式)
 - (9) 印刷業者は、印刷関係設備調査表(別記第6号様式)
 - (10) 役員の一覧表(別記第7号様式)
 - (11) 誓約書(別記第8号様式)
 - (12) 個人住民税特別徴収実施確認・開始誓約書(別記第9号様式)
 - (13) 社会保険等加入状況確認書(別記第10号様式)
 - (14) 封筒
 - (15) その他知事が必要と認める書類
- 2 申請書の受付期間は、毎年度次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。
- (1) 新たに入札参加資格を取得するための申請書を提出する者 4月1日から翌年3月31日まで(県の閉庁日を除く。)
 - (2) 引き続き入札参加資格を取得するための申請書を提出する者 有効期限日が属する年度の9月1日から10月31日まで(県の閉庁日を除く。)
- (資格審査の申請ができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査の申請をすることができない。

- (1) 令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者
- (2) 営業に関し、別表に定める許認可・免許等を得ていない者
- (3) 申請書の提出日の属する月の直前の月の末日(以下「審査基準日」という。)において、営業開始後 1 年を経過していない者又は営業を停止し、若しくは休止したもので審査基準日において営業再開後 1 年を経過していない者
- (4) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税に未納がある者
- (5) 第 10 条第 1 項又は第 2 項の規定により入札参加資格を取り消された者で、審査基準日においてその処分の日から 2 年を経過していないもの
- (6) 熊本県暴力団排除条例(平成 22 年熊本県条例第 52 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団密接関係者
(資格審査の実施)

第 5 条 知事は、申請書を受け付けたときは、次の各号に掲げる事項について審査を行うものとする。

- (1) 売上高
- (2) 職員の状況
- (3) 自己資本額
- (4) 自己資本比率
- (5) 流動比率
- (6) 営業年数
- (7) その他必要と認める項目

2 知事は、前項の審査を行ったときは、入札参加資格の有無を決定し、その結果を資格審査結果通知書(別記第 11 号様式)により申請者に通知するものとする。

(入札参加資格者の登録)

第 6 条 知事は、入札参加資格者を、入札参加資格者名簿に登録するものとする。

(等級格付)

第 7 条 知事は、営業種目ごとに、入札参加資格者について、その業務遂行能力を考慮して等級格付を行うことができる。

2 前項の規定による等級格付の基準等必要な事項は、知事が別に定める。

(入札参加資格等の有効期間)

第 8 条 入札参加資格及び前条の規定による等級格付の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録の日(以下「登録日」という。)から当該日の属する会計年度の翌々年度の 3 月 31 日までとする。

(変更等の届出)

第 9 条 入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、入札参加資格申請内容変更届(別記第 12 号様式)により遅滞なく知事に届け出なければならない。

- (1) 令第 167 条の 4 第 1 項各号に掲げる者のいずれかに該当するに至ったとき。

- (2) 別表に定める許可等が失効し、又は取り消されたとき。
- (3) 住所又は氏名(法人の場合は、本店、支店等の所在地、名称又は代表者の職名若しくは氏名)に変更があったとき。
- (4) 営業を休止し、又は廃止したとき。
- (5) 代理人を変更したとき。
- (6) 印鑑証明を受けた印鑑又は使用印鑑を変更したとき。
- (7) 営業種目を変更したとき。
- (8) その他知事が定める事項を変更したとき。

(入札参加資格の取消し等)

第10条 知事は、入札参加資格者が令第167条の4第1項各号に掲げる者のいずれかに該当するに至ったと判明した場合又は営業を廃止した場合は、その者の入札参加資格を取り消すものとする。

2 知事は、入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合は、その者の入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後2年間の範囲内で知事が定める期間その者を入札に参加させないことができる。

- (1) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる場合
- (2) 別表に定める許認可・免許等が失効し、又は取り消された者
- (3) 虚偽の申請その他不正な方法により入札参加資格を得た者
- (4) 経営状況が著しく不良となり、入札に参加させることが不相当と認められる者
- (5) 暴力団関係者である場合等、入札に参加させることが不相当と認められる者
- (6) その他知事が県の契約相手として不相当であると認めた者

3 知事は、前2項の規定により入札参加資格を取り消し、又は2年間の範囲内で入札に参加させないこととしたときは、遅滞なくその旨を、当該入札参加資格を取り消された者又は入札に参加させないこととされた者に通知するものとする。

(資格の承継)

第11条 入札参加資格者から営業を承継し、その営業と同一性を失わない営業を引き継ぎ行おうとする者で、次の各号に掲げるものは、その承継する営業に対応する入札参加資格を承継することができる。

- (1) 個人事業主が死亡した場合におけるその相続人
- (2) 個人が法人を設立した場合におけるその法人
- (3) 法人が合併又は分割をした場合における合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により営業を承継した法人
- (4) その他これらに類すると認められる者

2 前項の規定に基づき入札参加資格を承継しようとする者は、入札参加資格承継申請書(別記第12号様式)に当該承継の事実を証する書類及び第3条第1項各号に掲げる書類を添付して知事に提出するものとする。

- 3 知事は、前項の入札参加資格承継申請書の内容を審査のうえ、その結果を申請者へ通知するものとする。

(雑則)

第 12 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。
(物品の購入契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査要領等の廃止)
- 2 「物品の購入契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査要領」(昭和 39 年 6 月 13 日告示第 386 号)及び「熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱」(平成 14 年 6 月 26 日告示第 516 号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の際現に入札参加資格者名簿に登録されている者の登録の有効期間は、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 3 月 19 日告示第 209 号)

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 すでに登録され、有効期限が 9 月 30 日となっている有資格者については、その有効期限を翌年の 3 月 31 日まで延長する。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日告示第 349 号の 12)

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 6 月 28 日告示第 671 号)

この要綱は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 11 月 30 日告示第 1246 号)

- 1 この要綱は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則(平成 26 年 11 月 28 日告示第 1130 号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日告示第 358 号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現に入札参加資格者名簿に登録されている者の登録の有効期間は、なお従前の例による。
 - 3 前項の規定にかかわらず、熊本県内に本店が所在する有資格者については、その有効期限を翌年の 3 月 31 日まで延長する。

附 則(平成 28 年 9 月 9 日告示第 804 号)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則(令和元年 8 月 30 日告示第 279 号)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則(令和 3 年 7 月 26 日告示第 672 号)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則(令和 5 年 7 月 11 日告示第 570 号)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則(令和6年3月15日告示第302号)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

別記第1号様式(第3条関係)

別記第1号様式

[別紙参照]

別記第2号様式(第3条関係)

別記第2号様式

[別紙参照]

別記第3号様式(第3条関係)

別記第3号様式

[別紙参照]

別記第4号様式(第3条関係)

別記第4号様式

[別紙参照]

別記第5号様式(第3条関係)

[別紙参照]

別記第6号様式(第3条関係)

別記第6号様式

[別紙参照]

別記第7号様式(第3条関係)

別記第7号様式

[別紙参照]

別記第 8 号様式(第 3 条関係)

別記第 8 号様式

[別紙参照]

別記第 9 号様式(第 3 条関係)

別記第 9 号様式

[別紙参照]

別記第 10 号様式(第 3 条関係)

別記第 10 号様式

[別紙参照]

別記第 11 号様式(第 5 条関係)

別記第 11 号様式

[別紙参照]

別記第 12 号様式(第 9 条関係)

別記第 12 号様式

[別紙参照]

別記第 13 号様式(第 11 条関係)

別記第 13 号様式

[別紙参照]

別表

別表

[別紙参照]